

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
27年－ 8 (27. 2.23)	未 来 づ く 推 進	<p><b>「県民の声」の原則全部公開等について</b></p> <p>▶<b>陳情の理由</b></p> <p>(イ) 現状、県民課の受け付けた県民の皆様からの「県民の声」については、各所属に振り分け、「回答が必要」と判断されたものについては、声のあったときから1週間以内を目途に県民の皆様へ回答することとしている。また、その内容については、「公表が必要」と判断されたものについては、原則15日経過後に県ホームページで公表され、続けて本庁・各総合事務所への掲示などにより公表されることになる（県民課HP記載などより）。</p> <p>しかしながら、すべての「県民の声」について回答・公表されるわけではなく、場合によっては、建設的な県政に対する提案や批判が、現行制度上、公表されず県民の皆様に見えないままにされてしまう危険性がある。回答・公表の基準が明確にされていない点に問題がある。</p> <p>県民課に対しては、意見・照会・要望など、種々雑多な「県民の声」が寄せられるはずである。もしかしたら、「いたずら」「公序良俗違反」「不当要求」に該当するもので、公表することがふさわしくないものもあるかもしれない。もちろん、これらのものは回答・公表する必要はないし、本人が公表を希望しないものも同様である。</p> <p>しかしながら、これらに該当しないものも公表しないことは問題であり、この公表の是非を、県民課の職員のみで決めている現状は問題がある。については、上記に該当しない「県民の声」は、原則すべて公表することを求めたい。</p> <p>(ロ) 前項に関連して、仮に明確な「いたずら」など、公表や回答をしないと判断されたものについても、後日第三者的なチェック機関に回付し、県民課の（非公開・不回答の）振り分けや処理が適切だったか否かを検証する制度の新設をお願い</p>	足 羽 佑 太 (倉吉市)

	<p>いしたい。これは、「開かれた県政」の更なる推進につながるものだと考える。</p> <p><b>▶陳情の要旨</b></p> <p>(イ)「県民の声」について、その内容をインターネットなどで原則公表することを求める。</p> <p>(ロ) 県民課において公表しないとされたものについて、後日、これを第三者的なチェック機関において検証し、公表の可否を再度検討する体制の整備を求める。</p>	
--	--	--